

1 都市計画対象事業・都市計画決定権者・事業者の名称

都市計画対象事業の名称

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）
西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業

都市計画決定権者の名称

名 称：知多市
代表者：知多市長 宮島壽男
所在地：愛知県知多市緑町 1 番地

事業者の名称

名 称：西知多医療厚生組合
代表者：管理者 宮島壽男（知多市長）
所在地：愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

（備考）

本事業は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の手續を伴う事業であり、愛知県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年愛知県規則第 74 号）別表第 1 の 6 の項のイ（ごみ処理施設の設置の事業）の対象事業要件「1 日当たりの処理能力の合計が 150 トン以上である施設を設けるもの」に該当することから、都市計画決定権者である知多市が、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 30 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価手續を行うものである。